

新見市公募型まちづくり事業

民間の柔軟な発想や専門性と、行政が持つノウハウなど、互いの知恵と力を合わせ、“地域課題の解決”や“地域の活性化”などにつながることを目的とした事業を企画、実施していただく団体を募集します。（詳しくは、募集要項をご覧ください。）



1. 事業の概要

次の項目を満たす事業の企画提案を市民団体等から募集し、市で審査します。審査の結果、採択が決定した場合は、提案団体自らが実施主体となり、提案された事業をモデル的に実施（市が提案団体へ事業の実施を委託します。）していただきます。

2. 対象となる事業

事業テーマに沿って市民団体等が自ら企画・実施する次の事業

- ・地域創生や地域活性化が期待できる事業で、民間と行政が協働で実施することにより、地域課題の解決が図られる事業
- ・具体的な効果や成果が期待でき、地域活性化が図られる事業

※ただし、次の要件をすべて満たすものとし、1団体につき1事業を提案できるものとします。

- 1) 提案団体自らが実施主体となる事業であること
- 2) 委託期間内に企画提案を行った事業が完了する単年度事業であること
- 3) 本市が実施中または実施予定の事業と重複する事業でないこと
- 4) 予算の見積もりが適正であること
- 5) 先進性・先駆性が認められ、他の模範となる事業であること



3. 募集テーマ

★市民提案型

- ① 地域内経済が好循環する地域をつくる（新見市の資源を活かして、稼ぐ地域を作り出す事業）
例）地域食材を活用した新メニューの開発、農家民宿、農家レストラン など
- ② 新しいひとの流れをつくる（IJUターンや関係人口の増加につながる事業）
例）移住希望者への情報提供・体験会や物件掘り起こしなどの空き家対策 など
- ③ 結婚・出産・子育ての希望を実現できる地域をつくる（若者が結婚から子育てまで安心して行える環境を整備する事業）
例）地域人材を活用した「無料塾」の開講、子育て中の親が気軽に集まれるカフェの運営 など
- ④ 安心して暮らし続けられる持続可能な地域をつくる（人口減少下でも、安心安全な生活を実現するための事業）
例）住民組織やNPOと行政を結ぶ中間支援組織の設立・運営 など

★行政提案型

- ① 資源収集によるリサイクル活動やリサイクル率向上に向けた啓発などの取組 担当課：環境課

4. 応募できる市民団体等

次の要件をすべて満たす市民団体等

- ① 次のいずれかに該当する者が2人以上で構成する団体であること
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に勤務する者
 - ウ 市内の高校、大学、その他の各種学校等に在学している者
 - エ 上記ア～ウに該当しない者のうち、本市の活性化等に貢献する意欲のある者
- ② 組織運営のための規約や会則等を有する、営利を目的としない団体であること
- ③ 構成員が市税等を滞納していない団体であること
- ④ 構成員が暴力団員等でない団体であること

〈次ページへ〉

5. 必要経費の交付

事業の実施に直接必要な経費の **全額** を市から委託料として交付します。
(1事業につき、1年目は上限100万円、2年目は上限50万円)

※ただし、次の経費については対象外とします。

- 1) 経常的な団体・施設等の運営に関する経費
- 2) 不動産の取得に要する経費
- 3) 電話代など使途の確認ができない経費
- 4) 領収書のない経費
- 5) 事業に直接関係しない経費
- 6) 市長が社会通念上、適切でないと認めた経費（構成員の食糧費など）



6. 事業の流れ

企画提案から事業実施までの流れは次のとおりです。

- ① 提案したい事業企画について、担当課に事前相談【令和7年3月3日～3月14日】
- ② 事前相談終了後、提出書類を作成し、担当課へ提出【令和7年3月17日～4月4日】
【提出期限：令和7年4月4日（金）必着 お願いします】
- ③ 提案があった企画を市で審査（審査会を開催し、内容を審査します）【4月中旬予定】
- ④ 審査結果をもとに、市長が採否を決定（結果は、別途、連絡します）【4月下旬予定】
- ⑤ 提案団体と市で協議を行い、事業実施内容の調整等を実施【4月下旬予定】
- ⑥ 市と提案団体との間で委託契約を締結し、提案団体が事業に着手【5月上旬予定】
- ⑦ 事業完了後、事業報告書を作成し、担当課へ提出【令和8年3月】

7. その他

- ◇ 事業の企画提案を行う場合は、必ず事前に担当課までご相談ください。
(上記のほか、対象外となる事業の要件や団体の条件などもあります。)
- ◇ 企画提案を行う場合に必要となる提出書類の様式は、市ホームページに掲載しているほか、担当課、各支局、各市民センターへ配置しています。
- ◇ その他、本事業について不明な点は、下記までお問い合わせください。

お知らせ

本事業の担当課は令和7年4月1日以降変更となります。
問い合わせ及び提出先は以下のとおりとなりますのでご注意ください。

令和7年3月28日まで
〒718-8501 新見市新見310-3
新見市役所 総合政策課 協働推進係
TEL:0867(72)6143
E-mail:s-seisaku@city.niimi.lg.jp

令和7年4月1日以降
新見市役所 市民課 協働推進係
TEL:0867(72)6111
(番号未定のため市代表番号)
E-mail:kyoudou@city.niimi.lg.jp